○須崎市における一般競争入札参加者の入札心得

（改正沿革）

制　　定　平成１１年　４月　１日
一部改正　平成１３年　６月　１日
一部改正　平成１５年　９月　１日
一部改正　平成１８年　４月１０日
一部改正　平成１８年　６月　１日
一部改正　平成１９年　４月　１日
一部改正　平成２６年　４月　１日
一部改正　平成２７年　４月　１日
一部改正　令和　元年１０月　１日
一部改正　令和　７年　８月　１日

（趣旨）

第１条　建設工事の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、須崎市契約事務規則（平成１８年須崎市規則第１９号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札参加者の資格）

第２条　一般競争入札に参加できる者は、当該工事の入札参加者として資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札保証金）

第３条　入札参加者は、入札執行前に規則第９条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第１０条の規定により免除された場合は、この限りでない。

（入札の方法等）

第４条　入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

２　入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格確認通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

３　入札者が代理人であるときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投かんすることができない。

４　入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

５　入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

６　入札時間を過ぎても指示に従わず、投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

第５条　入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を別記第１号様式による入札書に記載して入札しなければならない。

２　入札書の金額は、１円未満の端数をつけることができない。１円未満の端数をつけたものが

あるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
３　入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
４　前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。
５　入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正、又は取消しすることはできない。

（工事費内訳書）

第６条　入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を、入札に際し、全員必ず提出しなければならない。
２　工事費内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
３　工事費内訳書は、別記第４号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。

（公正な入札の確保）

第７条　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。
（１）天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
（２）入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

（入札の辞退）

第９条　入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
２　入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
（１）入札執行前にあっては、別記第２号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合には、入札日の前日までに到達するものに限る。
（２）入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することとする。

（無効の入札）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）委任状を持参しない代理人のした入札
（３）所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除されず、入札保証金を納付しない又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
（４）入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
（５）入札者の記名及び押印を欠く入札
（６）誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札
（７）明らかに談合によると認められる入札

（８）同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
（９）所定の入札箱に投かんしなかった入札
（１０）その他入札に関する諸条件に違反した入札

（失格の入札）

第１１条　最低制限価格を設けた場合に、同価格を下回った価格の入札、及び予定価格が事前に公表されている場合は予定価格を上回った価格の入札は、失格とする。

２　第１４条第１項において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められたときは、失格とする。

（落札者の決定の方法）

第１２条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、第１３条又は第１４条に該当する場合を除く。

（最低制限価格を設けた場合の落札者の決定の方法）

第１３条　当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定の方法等）

第１４条　低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）　を下回った入札等において、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

２　調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、契約担当者等の行う調査に協力しなければならない。

３　調査基準価格を下回った場合の契約担当者等の行う調査は、最低の価格で入札した者から順に行う。

４　調査基準価格を下回る同価格で入札した者が、２人以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査を行う順番を決定する。

（落札宣言）

第１５条　第１２条から第１４条において、落札となる入札があったときは、入札書記載金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。ただし、第１７条により、入札を保留した場合の落札宣言は、原則として入札参加者への文書による通知により行う。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定の方法）

第１６条　落札となるべき同価の入札をした者が、２人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。

（入札の保留）

第１７条　調査基準価格を下回る価格の入札に該当するとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

（再度入札等）

第１８条　開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

だだし、前条に該当するときは、この限りでない。
２　再度入札は、２回（初度入札を含め３回）まで行う。
３　次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができないものとする。
（１）第４条第４項から第６項までのいずれかの規定に基づき辞退として取り扱われた者
（２）第９条第２項の規定により辞退した者
（３）第１０条第１号から第３号まで及び第７号から第９号までのいずれかに該当し、無効とされた入札書を投かんした者
（４）第１１条の規定に基づき失格とされた入札書を投かんした者
４　再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の入札は、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として取り扱うものとする。この場合において、次回以後の再度入札に参加することができない。
５　落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限内で随意契約を行うことがある。
６　再度入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った者から順次、随意契約の折衝を行う場合がある。
（契約書等の提出）
第１９条　落札者は、落札決定の日から１０日以内（土日祝日及び閉庁日を含む。）に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当課に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合はこの限りでない。
２　落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
（現場代理人・技術者届）
第２０条　落札者は、契約の締結に際し、別記第３号様式による現場代理人・技術者届を提出して、契約内容及び建設業法に違反しないことの確認を受けなければならない。
（契約保証金）
第２１条　落札者は、契約の締結に際し、規則第４４条の契約保証金を、落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第４５条の規定により免除された場合又は規則第４６条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。
２　落札者は、契約保証金の免除又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるためには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。
（契約の確定）
第２２条　契約に当っては、いったん附帯条件付きの仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分関する条例（昭和３９年須崎市条例第１２号）の定めるところにより、須崎市議会の議決を経た後に、落札者等に市長が効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。
（異議の申立）
第２３条　入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件仕様書、設計書、図面、契約書、現場条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附　則

この心得は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１３年６月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１５年９月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１８年４月１０日から施行する。

附　則

この心得は、平成１８年６月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２７年４月１日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和元年１０月１日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

附　則

この心得は、令和７年８月１日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

須崎市長　　様

住所
氏名　　㊞

入　札　書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

（単位：円）

金額												
（工事番号） 工事名	（　　第　　号）											

備考１　法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

２　代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。

３　入札金額の数字の頭に￥を冠すること。

別記第２号様式（第９条関係）

入 札 辞 退 届

件　名

上記について、都合により入札を辞退します。

年　　月　　日

須崎市長　　様

住所
氏名　　㊞

備　考　法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあっては、委任状を添付すること。

別記第３号様式（第２０条関係）

現 場 代 理 人 ・ 技 術 者 届

年　　月　　日

須崎市長　　様

受注者 住所

氏名　　印

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工 事 番 号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>契約予定金額</td><td colspan="2">￥</td><td>下請施工予定金額</td><td>￥</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現場代理人</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">主任技術者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td>資格等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
なお、兼務の必要が生じた場合は、別途協議いたします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）との兼務状況は別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">監理技術者</td><td>フリガナ
氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td>Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）の現場代理人又は技術者との兼務はありません。
なお、兼務の必要が生じた場合は、別途協議いたします。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">他の工事（国、県、市町村等全て）との兼務状況は別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。</td></tr>
<tr><td colspan="4">監理技術者資格者証写し貼り付け欄</td></tr>
</table>

第３号様式別紙（第２０条関係）

□主任技術者 □監理技術者	フリガナ 氏　名		生年月日	Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ　年　月　日

他 の 工 事 と の 兼 務 状 況

1

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

2

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

3

工 事 名	
工事番号	
工事場所	
工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
契約金額	￥
担　　当	□現場代理人　　□主任技術者　　□監理技術者
発注者（契約締結を行った機関名）	

別記第４号様式（第６条関係）

年　　月　　日

須崎市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

工事費内訳書

工　事　番　号	
工　　事　　名	

工　種　等	見　積　金　額（円）
直接工事費	
共通仮設費計	
現場管理費	
一般管理費等	
合　計　（工事価格）	

備考１　「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

２　見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

別記第４号様式（第６条関係）（記載例）

年　　月　　日

須崎市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

工事費内訳書

工　事　番　号	○○第　号
工　　事　　名	○○道路改良工事

工　種　等	見　積　金　額（円）										
道路改良					1	4	8	0	1	0	0	0
道路土工						8	9	4	1	0	0	0
擁壁工						5	3	9	2	0	0	0
仮設工							4	6	8	0	0	0
直接工事費					1	4	8	0	1	0	0	0
共通仮設費計						1	9	5	6	6	9	2
現場管理費						4	9	3	6	8	1	6
一般管理費等						2	7	6	9	4	9	2
合　計　（工事価格）					2	4	4	6	4	0	0	0

備考１　「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

２　見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。